

令和5年3月定例教育委員会会議録																															
開 会 日 時	令和5年3月29日（水曜日）午後2時30分																														
閉 会 日 時	令和5年3月29日（水曜日）午後3時39分																														
場 所	渋川市役所第二庁舎201会議室																														
出 席 者	<table border="0"> <tr> <td>教 育 長</td> <td>中 沢 守</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>今 井 悦子</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>鳥 山 サカ江</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>岩 崎 恵子</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>都 橋 俊明</td> </tr> </table>	教 育 長	中 沢 守	教育長職務代理者	今 井 悦子	教 育 委 員	鳥 山 サカ江	教 育 委 員	岩 崎 恵子	教 育 委 員	都 橋 俊明																				
教 育 長	中 沢 守																														
教育長職務代理者	今 井 悦子																														
教 育 委 員	鳥 山 サカ江																														
教 育 委 員	岩 崎 恵子																														
教 育 委 員	都 橋 俊明																														
説明のため出席した者	<table border="0"> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>島 田 志野</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>西 島 薫</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>飯 塚 寿夫</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>照 井 智子</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課長</td> <td>太 田 国男</td> </tr> <tr> <td>図 書 館 長</td> <td>中 澤 晃</td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>須 田 佳匡</td> </tr> <tr> <td>伊香保公民館長</td> <td>山 田 健司</td> </tr> <tr> <td>小野上公民館長</td> <td>中 島 政普</td> </tr> <tr> <td>子持公民館長</td> <td>飯 塚 芳男</td> </tr> <tr> <td>赤城公民館長</td> <td>木 暮 美由紀</td> </tr> <tr> <td>北橋公民館長</td> <td>仲 澤 隆</td> </tr> <tr> <td>美 術 館 長</td> <td>中 山 久子</td> </tr> <tr> <td>こども課長</td> <td>藤 井 成行</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課長</td> <td>狩 野 真洋</td> </tr> </table>	教 育 部 長	島 田 志野	教育総務課長	西 島 薫	学校教育課長	飯 塚 寿夫	生涯学習課長	照 井 智子	文化財保護課長	太 田 国男	図 書 館 長	中 澤 晃	中央公民館長	須 田 佳匡	伊香保公民館長	山 田 健司	小野上公民館長	中 島 政普	子持公民館長	飯 塚 芳男	赤城公民館長	木 暮 美由紀	北橋公民館長	仲 澤 隆	美 術 館 長	中 山 久子	こども課長	藤 井 成行	スポーツ課長	狩 野 真洋
教 育 部 長	島 田 志野																														
教育総務課長	西 島 薫																														
学校教育課長	飯 塚 寿夫																														
生涯学習課長	照 井 智子																														
文化財保護課長	太 田 国男																														
図 書 館 長	中 澤 晃																														
中央公民館長	須 田 佳匡																														
伊香保公民館長	山 田 健司																														
小野上公民館長	中 島 政普																														
子持公民館長	飯 塚 芳男																														
赤城公民館長	木 暮 美由紀																														
北橋公民館長	仲 澤 隆																														
美 術 館 長	中 山 久子																														
こども課長	藤 井 成行																														
スポーツ課長	狩 野 真洋																														
会議に付した議 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録署名委員の指名</li> <li>2 前回会議録の承認について</li> <li>3 教育長報告</li> <li>4 会議に付議すべき事件</li> </ol> <p style="text-align: center;">議案第6号 行政財産の用途廃止及び所管換えの申</p>																														

	出について
議案第 7 号	令和 5 年度渋川市教育行政方針について
議案第 8 号	渋川市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する渋川市教育委員会規則について
議案第 9 号	渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第 10 号	渋川市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 11 号	渋川市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
議案第 12 号	渋川市教育研究所規則の一部を改正する規則について
議案第 13 号	渋川市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
報告第 1 号	渋川市教育委員会職員の人事について
議案第 14 号	渋川市渋川公民館長の任命について
議案第 15 号	渋川市渋川西部公民館長の任命について
議案第 16 号	渋川市金島公民館長の任命について
議案第 17 号	渋川市古巻公民館長の任命について
議案第 18 号	渋川市豊秋公民館長の任命について
議案第 19 号	渋川市徳富蘆花記念文学館長の任命について
閉 会	午後 3 時 3 9 分

教育長

日程第 1 開会宣言

ただいまから 3 月定例教育委員会を開会いたします。  
 本日の出席者は 5 人で、会議は成立しました。  
 本日の会議は、会議日程により進めます。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

渋川市教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、  
 教育長及び今井教育長職務代理者を指名します。

	<p>日程第3 前回会議録の承認について</p> <p>前回会議録の承認についてを議題といたします。記載のとおり承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。よって、前回会議録は承認されました。</p>
教育長及び各所属長	<p>日程第4 教育長報告</p> <p>※ 次の事項について内容を説明した。</p> <p>3月3日 子持中学校校歌銘板除幕式 (子持中学校)</p> <p>3月13日 中学校卒業式 (金島中学校ほか)</p> <p>3月22日 幼稚園・こども園卒園式 (北橋幼稚園ほか)</p> <p>3月23日 小学校卒業式 (豊秋小学校ほか)</p>
教育長	<p>日程第5 会議に付議すべき事件</p> <p>議事に入ります。</p> <p>議案第6号 行政財産の用途廃止及び所管換えの申出についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。</p>
美術館長	<p>※ 議案第6号の内容を説明する。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>議案第6号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
教育長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり</p>

可決されました。

議案第7号 令和5年度渋川市教育行政方針についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第7号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第7号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 渋川市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する渋川市教育委員会規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第8号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第9号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

今井教育長職務代理者

今回新設される学校再編推進室の内容について説明をお願いします。

教育総務課長

学校再編については、渋川市小中学校の再編に関する長期的な方針において令和8年度までが適用期間となっています。令和9年度以降の学校再編について学校再編推進室で進めるものとなっています。令和5年度では教育部内及び庁内での検討委員会を組織し、後半で外部の検討委員会を組織いたします。また、未就学児の保護者、児童生徒及びその保護者に対しアンケートを実施する予定であります。そのため学校再編推進室で室長、係長及び専属の職員が配置されることになっております。

教育長

ほかに質疑ございますか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 渋川市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第10号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 渋川市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第11号の内容を説明する。

教育長

勤務形態が様々な教職員等の給食費を現金徴収することは苦勞もあったかと思えます。今回、教職員等の給食費を振込みすることで少しでも解消されるかと思えますが、逆に事務的な負担が増すことはありますか。

教育総務課長

教職員等の口座から引き落としをするには毎月データを作成しなければなりません。その作業については学校給食共同調理場所長がすることになりますので、その辺りは業務が増加したことになります。

教育長

では、教職員等が入替わる年度当初は、口座情報を収集したりと所長の事務が増えるということでしょうか。

教育総務課長

教職員の口座情報につきましては、各人が金融機関で口座振替の届出をしていただくことになります。ただし、県費の教職員の給食費については、給与天引きで振り込まれた学校長名義の口座から引き落としすることから、県費教職員は金融機関での手続きは不要となります。また、教職

員個人の口座から引き落とす4月分の給食費は、4月末に引き落とす手続きが間に合わないため、5月に2か月分を引き落としさせていただくことになります。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 洪川市教育研究所規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第12号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 洪川市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

スポーツ課長

※ 議案第13号の内容を説明する。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

教育長

改正理由で放課後こどもスポーツ教室の事業廃止とありますが、放課後こどもスポーツ教室とはどういったものでしょうか。

スポーツ課長

4, 5年前に廃止している事業となります。学校に許可をもらい放課後に支障のない場所を貸してもらって実施していましたが、手を挙げる学校がなくなったことから廃止に至りました。

教育長

これは校庭開放のことでしょうか。

スポーツ課長

校庭だけでなく校舎も使わせてもらいました。

教育長

この事業に関しては、学童クラブが今ほどできる前のことで、指導員が来て放課後家に帰るまでの間、校庭や室内でスポーツができるなど非常に有り難い活動だと思っていました。それがニーズがないということになりましたが、ニーズは確実にあったと今も思っています。それがなぜニーズがないということになったかと言うと保護者に意見を聞いていたかどうかそこが課題になるかと思えます。

全国的に児童が学童クラブに入れなくて困っていると聞く中で、渋川市は先取りして放課後に一輪車に乗ったりスポーツを楽しんでいる児童の活動を良く思っていましたし、他市に自慢できる事業だったと思います。ニーズを要望するのは保護者ですので、学校に問うても分からないと思います。

これは部活の地域移行とともに小学生の運動場所の確保として非常に大事なことだと思います。今回の改正理由で放課後こどもスポーツ教室の事業廃止を掲げていますが、こういったものが本当にニーズがないのかどうか調査していただければと思いますし、放課後こどもスポーツ教室の

あり方については課題にさせていただけると有り難いです。

岩崎教育委員

ボランティア団体で校庭を使わせてもらったり、体育館使用では道具の使用など制限は色々ありましたが、子どもたちと一緒に遊べる場所であって、指導員がいる環境は子どもたちが伸び伸びと安全に遊ぶことができる場所であります。放課後こどもスポーツ教室のことは初めて知りましたが、廃止されることはとても残念なことです。もし復活できるようであれば学童クラブのない地域、地域で活躍するスポーツ指導する人たち、そして子どもたちも触れたことのないスポーツに触れることができるなどそれぞれに良い機会になると考えます。

教育長

ほかにございますか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号の採決を行います。おはかりいたします。  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。

会議日程が追加されました。

報告第1号 渋川市教育委員会職員の人事についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 報告第1号の内容を説明する。

教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

議案第14号 渋川市渋川公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第14号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第14号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 渋川市渋川西部公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第15号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第15号の採決を行います。おはかりいたします。原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 渋川市金島公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第16号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第16号の採決を行います。おはかりいたします。  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 渋川市古巻公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第17号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号の採決を行います。おはかりいたします。  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 渋川市豊秋公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第18号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第18号の採決を行います。おはかりいたします。  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 洪川市徳富蘆花記念文学館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

伊香保公民館長

※ 議案第19号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第19号の採決を行います。おはかりいたします。  
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会

以上で、本日本日予定していた議案の審議はすべて終了しました。